

## 第 1 1 罰則等

排水基準の適用を受ける事業場が排水基準に適合しない排水を排出した場合や、各種の届出をしなかったり、虚偽の届出を行った場合、又は 60 日間の工事の実施制限期間前に着工した場合などには、次のとおり罰則がありますので注意してください。

根拠条文	適要	罰則
第 3 0 条	計画変更命令（第 8 条）、改善命令（第 13 条第 1 項又は第 13 条の 2 第 1 項、第 13 条の 3 第 1 項）又は地下水浄化措置命令（法第 14 条の 3 第 1 項又は同条第 2 項）に違反した場合	1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰
第 3 1 条	○排水基準（第 12 条第 1 項）に違反した場合 ○緊急時等の措置命令（第 14 条の 2 第 4 項又は第 18 条）に違反した場合	6 月以下の懲役又は 50 万円以下の罰金 ただし、過失により排水基準違反を犯した場合は 3 月以下の禁錮又は 30 万円以下の罰金
第 3 2 条	特定施設の設置届出（第 5 条）、構造等変更届出（第 7 条）をしなかったり、虚偽の届出をした場合	3 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金
第 3 3 条	○特定施設の使用届出（第 6 条）をせず又は虚偽の届出をした場合 ○工事の実施制限期間（第 9 条第 1 項）の規定に違反した場合 ○排水の汚染状態の測定等（第 14 条第 1 項又は同条第 5 項）の規定に違反して記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者 ○報告及び検査（第 22 条第 1 項）による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合	30 万円以下の罰金
第 3 4 条	法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 30 ～ 33 条の違反行為をした場合	その法人又は人に対して各本条の罰金刑
第 3 5 条	氏名等の変更届出、特定施設若しくは有害物質貯蔵指定施設の使用廃止届出（第 10 条）、承継届出（第 11 条第 3 項）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした場合	10 万円以下の過料